

令和6年3月6日現在

# 「ひとみの里」住宅団地分譲のしおり

## 『ひとみの里』住宅団地



## 東通村（東通村企画課）

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

電話 0175-33-2263 (企画課直通)

# 目 次

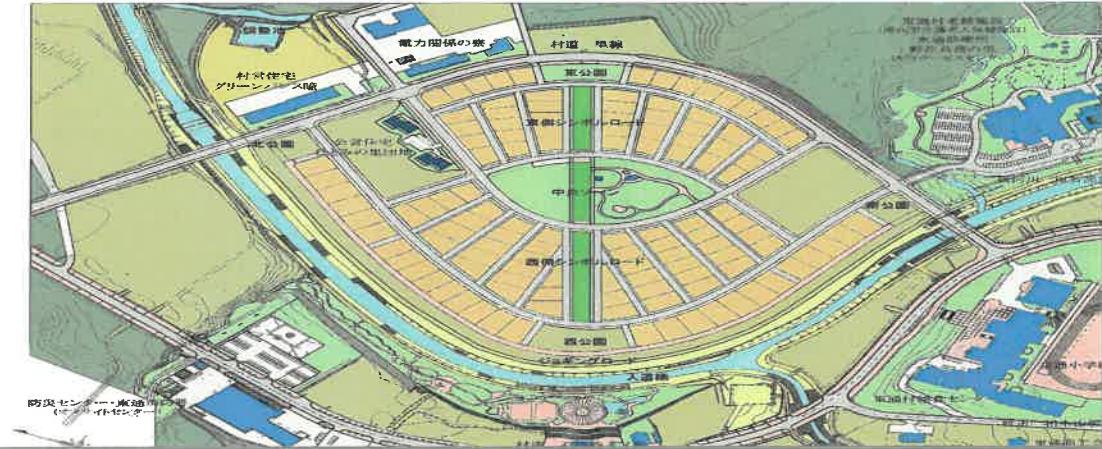
I 宅地分譲募集要項	1
II 申し込みから引き渡しまでのスケジュール	5
III 宅地分譲売買契約書	6
IV 建築協定書	10
V 住宅建築の手順	18
VI 各種様式	19

# I 宅地分譲募集要項

## 1. 宅地分譲地の概要

(1) 売主 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34  
東通村

(2) 所在地及び位置 青森県下北郡東通村大字砂子又字里地内



(3) 団地名 「ひとみの里」住宅団地

(4) 交通 下北交通むつバスターミナルよりバスで 20 分（東通村庁舎前下車）

野花菖蒲の里バス停より徒歩 3 分

東北電力立地地域事務所（プチマート東通店）停留所あり

下北交通むつバスターミナルより自家用車で 15 分

(5) 開発総面積 200, 000 m<sup>2</sup>

(6) 募集総区画数 120 区画

(7) 1区画の敷地面積 404.09 m<sup>2</sup> ~ 709.76 m<sup>2</sup> ( 122.23 坪 ~ 214.70 坪 )

(8) 1区画の販売価格 3, 605, 000 円 ~ 6, 333, 000 円 [参考単価： 29, 500 円/坪]

(9) 建築基準法に基づく制限 建ぺい率制限 50%以下 容積率制限 80%以下

(10) 分譲地の整備状況

○上下水道、電気、電話（埋設管）、テレビ受信ケーブル、（各区画に引込済）

○ガス プロパン

○道路 全面舗装済、雨水排水は側溝整備済

○インターネット

各区画に敷設されている光ファイバ網により、高速ブロードバンドに加入することが出来ます。（プロバイダ等には個別に申し込み頂くことになります。）

○テレビ

村が管理運営しているテレビ共同受信電波を各区画に引き込み、再送信（地上デジタル、BSデジタル）しておりますので、テレビアンテナの設置は不要です。ただし、別途、光受信機（ONU）が必要となります。

※テレビ伝送設備の利用料、管理費は一切必要ありません。

※定住促進の観点から個人の分譲地購入者に対し、住宅建築時のTVケーブル引込工事の屋外部分（ハンドホールから住宅までの間）は村が行います。（屋外の引込工事費用は村が負担）

## 2. 申し込みの受付について

(1) 受付期間 随 時 (土日祝祭日を除く)  
午前9時～午後4時 (完売時まで)

(2) 受付場所 東通村企画課  
TEL 0175-33-2263 (企画課直通)  
FAX 0175-27-2130  
E-mail : kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

### (3) 申し込みに必要な書類

- ①東通村定住促進住宅用地分譲申請書（条例施行規則様式第1号）及び次に掲げる添付書類  
・申請者及び申請者と同居する親族の住民票の写し  
・申請者の印鑑証明書  
・市町村税の滞納のないことの証明書  
・申請者及び同居人が暴力団ではないことの誓約書

- ②保証人調書（条例施行規則様式第2号）及び次に掲げる添付書類  
・保証人の住民票の写し  
・保証人の印鑑証明書

※書類が不備の場合には、受付ができませんのでご留意下さい。

## 3. 申込者の資格について

(1) 個人で申し込みをされる方は、次の条件をすべて備えていることが必要です。

①譲渡代金及び諸費用を東通村の指定する期日までに支払うことができる方。

②日本国籍の方、または次のいずれかにあてはまる外国人の方。

- ・「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項または第22条の2第4項の規定により永住許可を受けている方。
- ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。

③団地内で円満な社会生活を営むことができ、建築協定を遵守できる方。

④暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でない方。

(2) 国、地方公共団体並びに電気事業者等で村長が認めた法人・団体の申し込み条件は次のとおりとなります。

①譲渡代金及び諸費用を東通村の指定する期日までに支払うことができること。

## 4. 申し込みの際の注意事項

- (1) 申請書には、希望区画番号を記入して提出して下さい。
- (2) 本人若しくは委任状を持った代理人が直接申し込みをして下さい。
- (3) 郵送または電話による申し込みは、受付いたしません。
- (4) 提出いただいた書類等は、返却いたしません。

## 5. 分譲の決定について

書類の審査後、譲受者として決定させていただきます。

## 6. 契約について

譲受者に決定された方には、東通村定住促進住宅用地分譲決定通知書（条例施行規則様式第3号）で契約期間、契約保証金の支払方法等の手続きについてお知らせいたしますので、下記の書類を持参し、東通村企画課で契約手続きを行ってください。

なお、契約に係る費用は、譲受者の負担となります。

また、契約者は申請者と同一人とします。

### （1）譲受者が準備する書類

- ・契約者の実印（印鑑登録証明書の印鑑と同一のもの）
- ・契約書用及び登録免許税用の収入印紙
- ・本人確認証明（運転免許証又は健康保険証）
- ・契約者の住民票抄本（所有権移転登記のため）

### （2）東通村が準備している書類

- ・東通村定住促進住宅用地分譲売買契約書 2通
- ・分譲売買代金請求書及び納付書
- ・「ひとみの里」住宅団地建築協定書 2通
- ・登記原因証明情報（所有権移転登記のため）

## 7. 売買代金の支払方法について

売買代金については、~~上記の契約締結と同時に保証金として土地売買代金の10%相当額を村の指定する口座に振込み、その後、残金についても村で指定する日（請求のあった日から起算して30日以内）までに振込みして頂きます。~~

国、地方公共団体、電気事業者等で村長が認めた法人については、所有権移転登記完了後に一括して東通村で指定する日までに指定口座に振込みして頂きます。

## 8. 所有権移転登記・土地の引渡しについて

- （1）所有権移転登記は、保証金の支払い確認又は契約締結後に東通村が手続きを行います。
- （2）土地及び登記識別情報通知書の引渡しは、土地売買代金完納後において、指定する日時に東通村職員と譲受人双方立会いのもとで行います。
- （3）登記に必要な費用（登録免許税等）は、譲受人の負担となります。

## 9. 建築協定について

「ひとみの里」住宅団地は、良好な居住環境の維持と保全のために「建築協定」が定められています。建築に当たっては協定を守っていただくことになります。また、建築前に契約書に基づく、建築計画届の提出が必要です。

※詳しい内容については、『「ひとみの里」住宅団地建築協定書』をご覧下さい。

## 10. 上・下水道について

上水道及び下水道については分譲地内に引込み済となっています。

## 1.1. 配電等及びゴミ集積所について

- (1) 配電盤、ごみ集積所の設置場所は、東通村担当者にご確認ください。
- (2) ゴミ集積所は、団地の皆様で管理することとなります。

## 1.2. テレビ受信について

「ひとみの里」住宅団地は難視聴対策のため、CATV化しております。各戸毎にテレビアンテナを設置しても視聴できません。

なお、受信施設の維持管理費等は東通村が負担しておりますので、受益者の皆様は受信料のみの負担となります。

## 1.3. 自治会等の組織について

東通村では、集落ごとに自治会を組織しており、「ひとみの里」住宅団地は砂子又地区となります。

しかし、独自にゴミ集積所等の維持管理も行なっておりますので、これ等の維持管理費及び運営費もそれぞれが負担していますので、「ひとみの里」住宅団地についても同様の管理、運営を行なっていただいております。

## 1.4. 教育・福祉・医療、その他の環境について

小学校	東通小学校	約 0.2 km
中学校	東通中学校	約 0.2 km
保育所・幼稚園	こども園ひがしどおり	約 0.2 km
福祉施設	東通村保健福祉センター	約 0.2 km
医療施設	東通村診療所	約 0.2 km
医療提供施設	AIN薬局東通村店	約 0.2 km
保健施設	東通村老人保健施設	約 0.2 km
防災拠点施設	東通消防署・オフサイトセンター	約 0.5 km
商業施設	ピチマート東通店（マエダストア）	約 0.2 km

## 1.5. 団地内の集会施設等

「ひとみの里」住宅団地には村有の集会施設がありませんので、東通村体育館を利用いただきか、あるいは「ひとみの里」内に開所した、東北電力㈱東通原子力発電所立地地域事務所施設内のイベントホール「あがさいホール」がご利用いただけます。

## 1.6. その他

「ひとみの里」住宅団地及び建築についての疑問点等は、企画課が窓口となって相談に応じますが、役場の関係課に直接相談される場合は次のとおりとなりますので、お気軽にお問い合わせください。

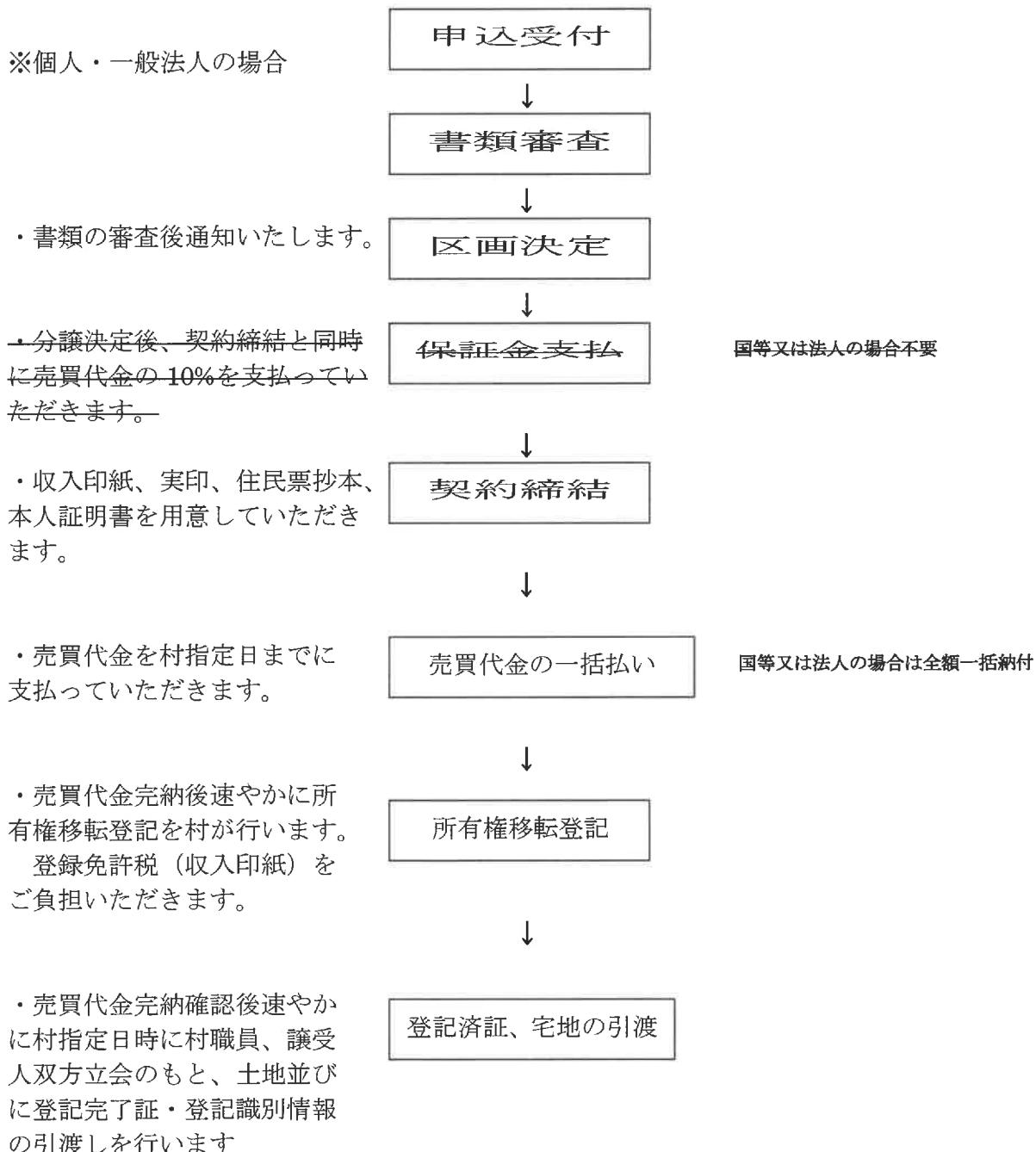
- ◎ 分譲地全般に関する相談は …… 東通村企画課  
☎ 0175-33-2263（企画課直通）
- ◎ 上水道、下水道に関する相談は……東通村上下水道課  
☎ 0175-33-2352（上下水道課直通）
- ◎ 自治会組織に関する相談は……………東通村総務課  
☎ 0175-33-2208（総務課直通）

## 1.7. 分譲地内のインターネット利用について

各区画に敷設されている光ファイバ網により、高速ブロードバンドに加入することが出来ます。(プロバイダ等には個別に申し込み頂くことになります。)

## II 申し込みから引き渡しまでのスケジュール

- 申し込み受付 : 随時 東通村役場 2F 東通村企画課



### III 宅地分譲売買契約書

#### 東通村定住促進住宅用地分譲売買契約書

収入印紙

東通村（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に東通  
村定住促進住宅用地分譲売買契約を次のとおり締結する。

##### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

##### （売買土地の表示）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる定住促進住宅用地（以下「住宅用地」という。）を乙に売  
り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

区画番号	所在及び地番	登記簿地目	現況地目	地積 (m <sup>2</sup> )	単価 (円/m <sup>2</sup> )	金額 (円)
計						

##### （売買代金の額及び支払方法）

第3条 住宅用地の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金 円とする。

2 乙は、契約の締結と同時に契約を約する保証金（以下「保証金」という。）として、  
金 円を支払い、残金 円の支払いについては、甲の請求があった日から  
起算して30日以内に支払うものとする。

##### （遅延利息）

第4条 乙は、乙が前条の売買代金を第2項で定める支払期限までに支払わなかった場合に  
は、その支払期限の翌日から支払した日までの期間に応じ、当該金額に年2.5パーセントの  
割合を持って算出した金額を、遅延利息として甲の指定する期日までに支払わなければならな  
い。また、その額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものと  
する。

##### （所有権の移転等）

第5条 住宅用地の所有権移転登記は、売買代金全額の完納後に甲が行うものとし、土地の引  
き渡しは、所有権移転登録完了の日以降とする。

(建築協定の遵守等)

第6条 建設される建築物は、建築基準法及びその他の法令に基づき設計され、かつ甲、乙で協定する「ひとみの里」住宅団地建築協定を遵守したものでなければならない。

(注意事項及び損傷負担)

第7条 乙は、住宅用地の使用に際して次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 住宅の建築等により道路・側溝等の既存の施設を損傷したときは、乙の負担において原状に回復すること。
- (2) 住宅用地の引き渡し後、住宅を建築し居住するまでの間においては、除草・塵芥処理等環境衛生に留意し、火災の予防に努め、宅地の荒廃を防ぐ等の措置をとること。
- (3) 生活排水は、公共下水道を利用して処理すること。
- (4) 雨水は、雨水排水管等を側溝に接続して処理すること。

(甲に対する届出義務)

第8条 乙は、この契約締結後、次の各号の一に該当したときは、その旨を甲に届け出なければならない。

- (1) 住宅を建築しようとするとき。
- (2) 住宅の建築を完了したとき。
- (3) 住所又は氏名を変更したとき。

(権利設定等の制限)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年を経過する日までは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地の全部又は一部を他人に譲渡したり、第三者との間で、権利（使用借権、賃借権、地上権、永小作権及び地役権をいう。）を設定すること。

(契約の解除)

第10条 乙が、次の各号の一に該当する場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 不正な行為により、住宅用地を譲り受けたとき。
- (2) 売買代金を納入しなかったとき。
- (3) 条例に違反し、又は条例に定める諸手続きを行わないとき。

2 前項により甲がこの契約を解除したときは、甲は、乙が納入した売買代金を返還するものとする。この場合、返還金には利息は付さないものとする。

(違約金)

第11条 乙が第7条又は第10条の規定に違反したときは、乙は、甲に対して売買代金の100分の10に相当する金額の違約金を、甲の指定する期日までに支払うものとする。

(現状回復)

第12条 甲が第10条の規定により契約を解除したときは、乙は住宅用地を自己の費用をもって甲の指定する期日までに、原状回復して甲に返還しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定により原状回復しない場合は、乙の負担において、甲が原状に回復することができるものとし、その費用は甲が乙に返還する売買代金から控除するものとする。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び所有権移転に係る費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所の合意)

第14条 この契約に関する権利義務について争いが生じたときは、青森地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第15条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所 下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34  
甲 氏 名 東通村長

住 所  
乙 氏 名

(契約書添付用)

## 重 要 事 項 説 明 書

売 主 東通村

村長

印

代理人 東通村企画課

課長

印

1. 物件の表示 土 地 (ひとみ里住宅団地)	所 在 地 総 区 画 数 敷 地 面 積 販 売 價 格	青森県下北郡東通村大字砂子又字里 1 2 0 区画 404.09m <sup>2</sup> ~717.38m <sup>2</sup> (122.24坪~217.01坪) 2 9 , 5 0 0 円／坪 (すべての区画)
2. 建築基準法に基づく制限 (1)建築面積の限度 (2)延べ建築面積の限度	建ぺい率制限 容積率制限	5 0 %以下 8 0 %以下
3. 飲用水・電気及びガスの供給並びに配水施設の整備状況	飲 用 水 電 气 ガ 斯 下 水 道 側 溝	公営 東北電力 プロパン 整備済み 整備済み
4. その他	建築協定	有り

上記について説明を受けました。

令和 年 月 日  
譲受人 印

- ※ 宅建業者が仲介した場合は宅地建物取引業法第 35 条により宅地建物取引主任者による説明が義務付けられている。
- ※ 売主と買主が直接契約する場合、重要事項説明は不要とされているが、建築協定があることから村職員による説明書を作成する。

## IV 建築協定書

### 「ひとみの里」住宅団地建築協定書

県知事許可：平成14年11月15日付青建て第808号、指令第2763号

東通村建築協定条例（平成13年東通村条例第6号）による協定

（平成20年5月16日第39回理事会において屋根、柵の運用の緩和を承認）

（平成24年5月18日第50回理事会において塀及び柵について追記）

# 「ひとみの里」住宅団地建築協定

## (目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び東通村建築協定条例（平成13年東通村条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、本協定書第4条に定める区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途及び形態等に関する基準を協定することにより、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

## (用語)

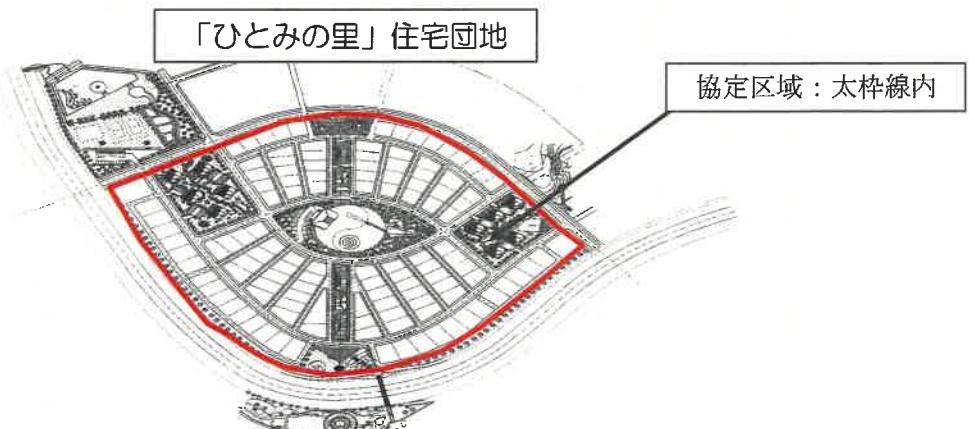
第2条 この協定において使用する用語は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

## (名称)

第3条 この協定は、「ひとみの里」住宅団地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

## (適用区域)

第4条 この協定の対象（以下「協定区域」という。）は、東通村大字砂子又字里地内の「ひとみの里」住宅団地（別添図面に表示）の区域とする。



## (協定の効力の発生)

第5条 この協定は、青森県知事の認可の日（平成14年11月15日）から起算して3年以内において、この協定区域内の土地に2以上の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」という。）が存することとなった時から効力を発する。

## (協定の変更及び廃止)

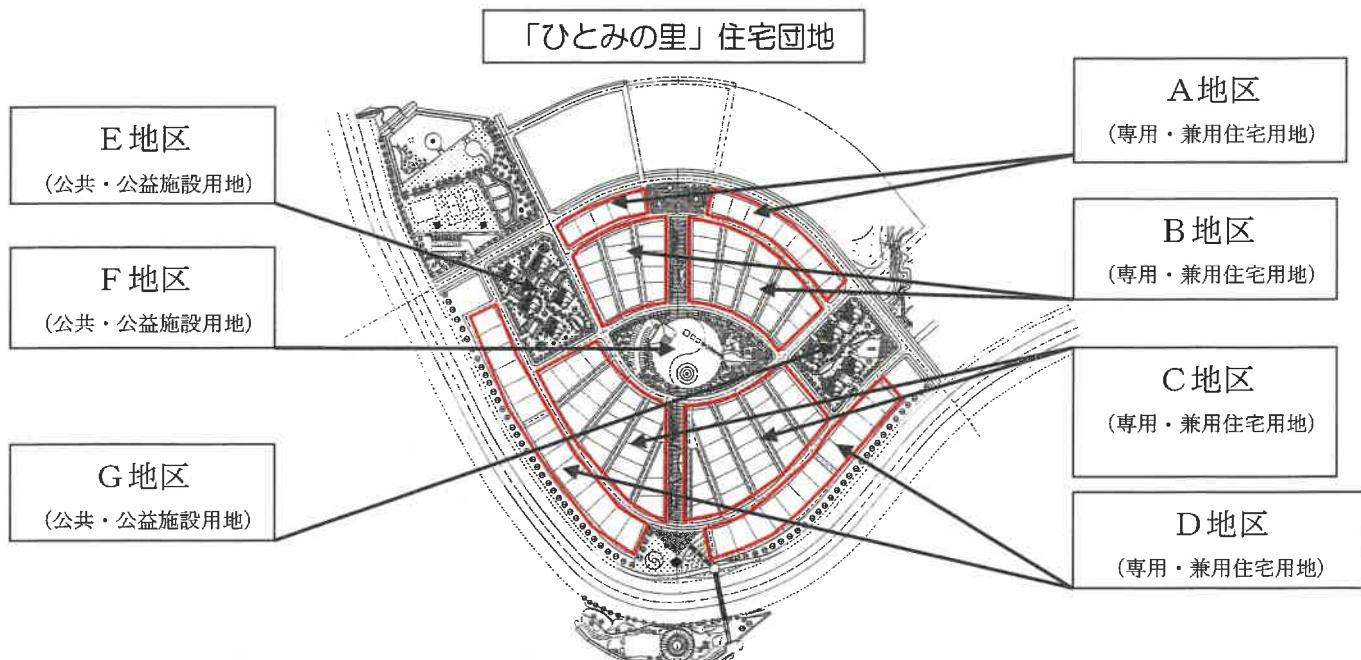
第6条 この協定を変更しようとする場合には、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意によるものとする。

2 この協定を廃止しようとするときは、協定区域内の土地の所有者等の過半数の合意によるものとする。

## (建築物の基準)

第7条 建築物の敷地、位置、構造、用途及び形態等について、以下の各項に定める基準に適合しなければならない。

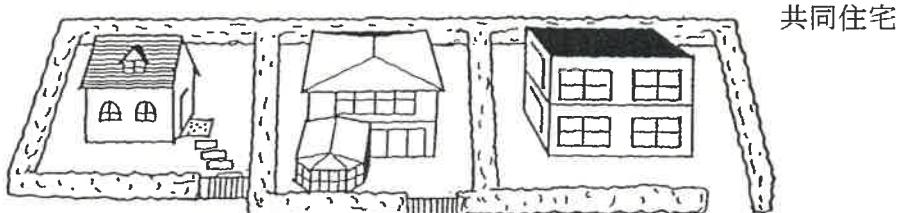
2 A、B、C、D地区における建築物の用途は次のとおりとする。



(1) 一戸建専用住宅（車庫及び物置の用に供する部分は、延べ床面積の合計が2分の1以下のもの。）

一宅地に存する建築物は一戸建てとし、長屋建てや共同住宅は原則一戸建てとはなりませんが、2世帯住宅等営利を目的としない複数世帯住宅の場合は、第7条（4）により協議してください。

- 専用住宅     兼用住宅     (上記緩和要件により可)



(2) 一戸建兼用住宅は、延べ面積の合計の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの。（これらの用途に供する部分の延べ床面積の合計が50平方メートル以下のものに限る。）

- イ 事務所(設計事務所、税理士事務所、会計事務所、その他これらに類するもの。)
- ロ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ハ 理髪店、美容院等その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 二 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が5キロワット以下とのものに限る。）

(3) 前2号に付属する別棟の車庫及び物置（延べ面積が50平方メートル以下のものに限る。）

(4) 上記の規定を遵守できないような建築物の用途及び面積等、要件の緩和措置が必要となるような場合は、本協定書第11条に定める運営委員会と協議し決定する。（運営委員会が組織されるまでは、「運営委員会」を「東通村」と読み替える）

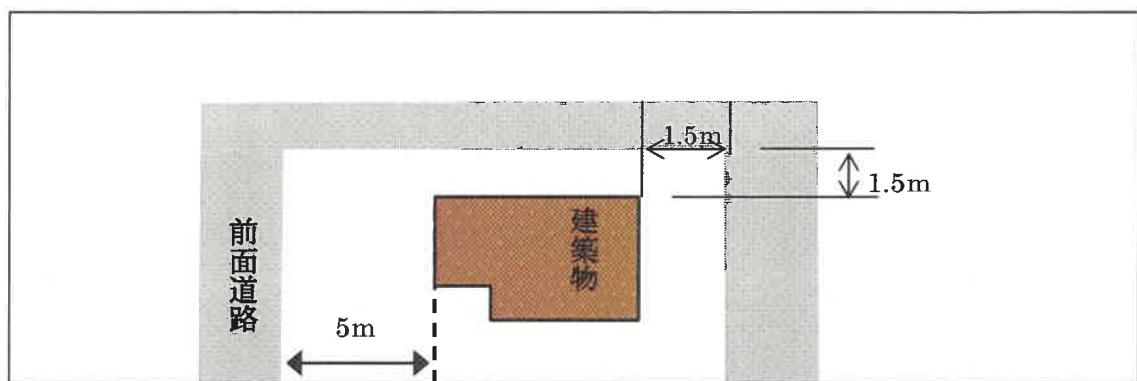
3 E、F、G地区における建築物の用途は、社会福祉の向上と地域住民の健全なる場を提供する公共・公益施設、その他これに類する施設とする。

#### 4 建築物の面積の敷地面積に対する割合

- (1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は10分の5以下とする。
- (2) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は10分の8以下とする。
- (3) 前2号の割合を算出する場合においては、別棟とする車庫及び物置について、これを含めないものとする。

#### 5 敷地境界線から建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の面までの距離は、以下のとおりとする。

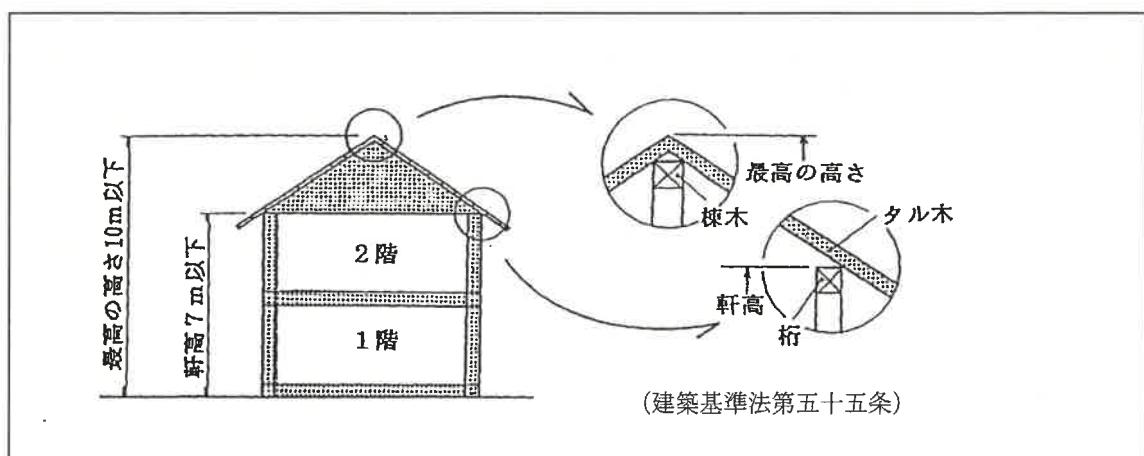
- (1) A、D地区の敷地については、地区内幹線道路を前面道路（自動車の出入り又は住民の通常の出入りを利用する道路。以下同じ。）とし、前面道路境界線から5メートル、その他の敷地境界線から1.5メートルを確保する。
- (2) B、C地区の敷地については、南側生活道路を前面道路（G地区に面する住宅地については地区内幹線道路を前面道路とする。）とし、前面道路境界線から5メートル、その他の敷地境界線から1.5メートルを確保する。なお、狭隘な敷地等については、本協定書第11条に定める運営委員会と協議し決定する。



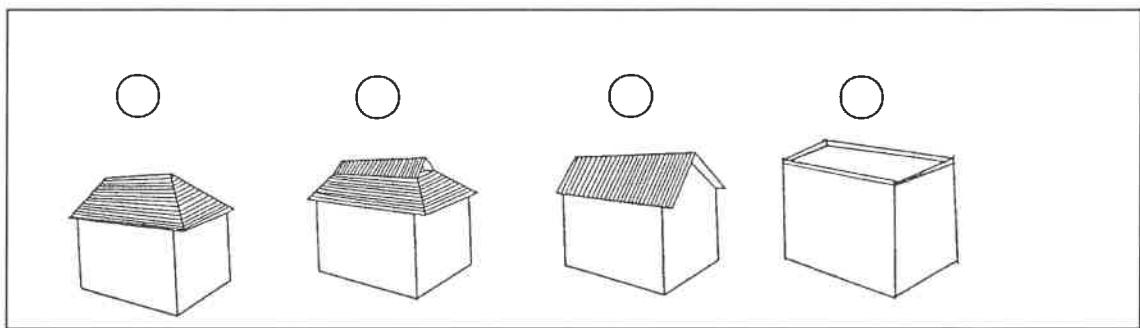
- (3) E、F、G地区の敷地については、敷地境界線から1.5メートルを確保する。

#### 6 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。

#### 7 建築物の高さは、地盤面から10メートル以下、軒の高さ7メートル以下とする。ただし、別棟の車庫及び物置の高さは地盤面から7メートル以下とする。



8 屋根は、切り妻、又は寄棟などの勾配をもたせることを原則とし、それにより落下する雪は自敷地内に入るものとする。(無落雪屋根も可とする)

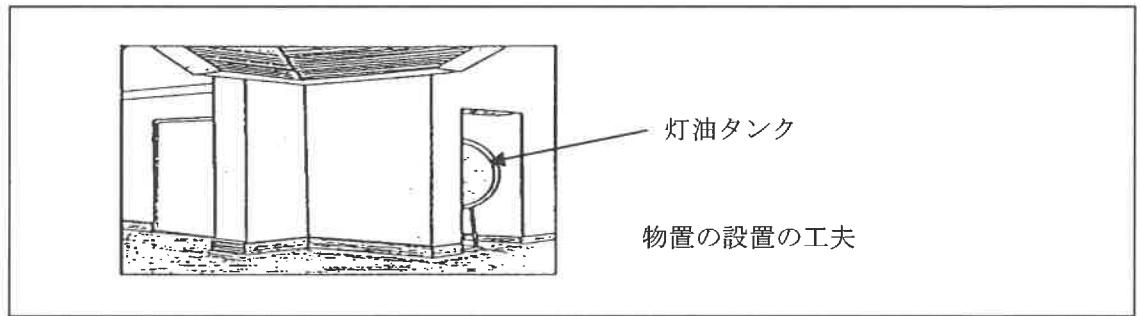


9 外観を左右する屋根、外壁等の色彩は落ち着いたものとし、周囲の風景との調和に努めるものとする。

別棟の車庫及び物置については、住宅の一体のデザインとする。

10 付帯設備については、次のとおりとする。

(1) オイルタンク等は建築物から2メートル以内、敷地境界線から1メートル以上の位置とし、目隠し等の工夫を行う。



(2) 煙突は屋根の上に1メートル以上突出させない。

(3) 受電等のポールは設置しない。

(4) アンテナは独立させず、住宅の一部に取り付けるものとする。

(5) その他の設備については、前4号に準拠し、これにより難い場合は運営委員会の同意を得る。

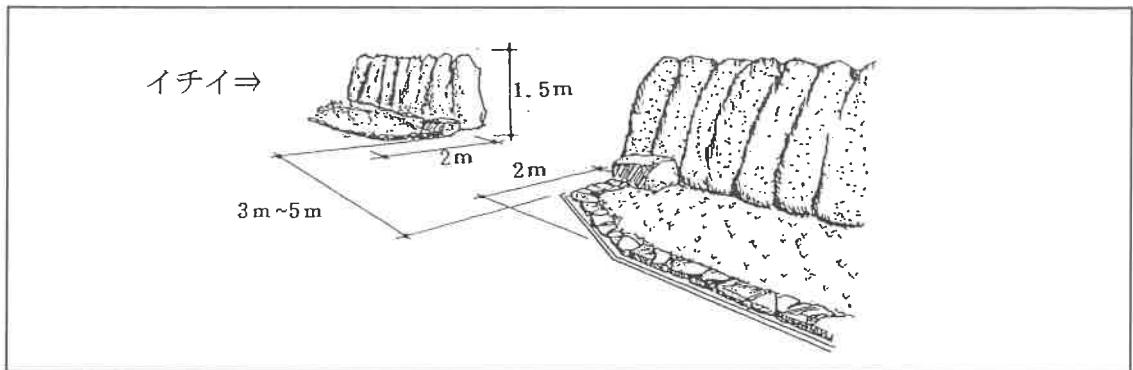
11 墀及び柵を設置する場合については、次のとおりとする。

(1) 道路に面する部分については、高さ1.2メートル程度、幅0.5~1.0メートル程度（樹勢により調整）で揃えたイチイによる生垣とする。ただし、経年後も高さは1.5メートルを超えないものとする。

(2) 隣地境界に面する部分については、他の樹木による生垣又は小木と柵、竹垣等の組み合せによる開放的なものとし、高さは1.5メートルを超えないものとする。ただし、隣地との協議のうえ可能な限り前号に基づく生垣とするよう努めるものとする。

(3) 専用・兼用住宅用地D地区において、田名部川に面する部分については、高さ1メートル程度のドウダンツツジによる生垣とする。ただし、経年後も高さは1.5メートルを超えないものとする。

(4) 門、門扉又は門の袖は高さ1.5メートル以下とし、左右の袖の長さは2メートル以下とする。



1 2 敷地の形態、高さ等については、次のとおりとする。

- (1) 敷地等は、東通村の引渡し時における形状、区画、境界杭等は変更しないものとする。ただし、E、F、G地区の敷地についてはこの限りではない。
- (2) 敷地の地盤の高さは、各地点に設定された高さを守るものとする。ただし、軽微な盛土及び造園等又は車庫等への出入口のために変更する場合はこの限りではない。
- (3) 敷地から道路への出入口は、道路の交差点の隅切り部に設けてはならない。

1 3 看板等広告物は自己の用に供する広告、看板のみとし、次に掲げるもののみとする。なお、設置については、自敷地内のみとする。

- (1) 一辺の寸法が1.2メートル以下のもの。
- (2) 表示面積が1平方メートル以下のもの。
- (3) 白、茶、緑を基調とした色彩を用いたもの。
- (4) 刺激的な装飾を用いない、美観、風致を損なわないもの。
- (5) 公共・公益的な広告物等を設ける場合は、前各号に掲げるものにかかわらず運営委員会と協議し設置できるものとする。

#### (建築物の制限の特例)

第8条 この協定は、運営委員会の決定に基づき委員長が協定区域内の環境を害するおそれがないと認めた場合、若しくは公益上必要と認めた場合においては適用しない。

#### (有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、青森県知事の認可の公告のあった日（平成14年11月15日）から起算して10年間とする。ただし、違反者の措置に関しては期間満了後も効力を有する。
- 2 期間満了日の6ヶ月前までに、協定区域内の土地の所有者等から運営委員会に対し、有効期間の継続についての異議申し出がない場合は、さらに引き続き5年間有効とする。
  - 3 前項の規定は、以後においても準用する。

#### (新たな土地の所有者等に対する協定の効力)

第10条 この協定は、前条の有効期間内において、この協定区域内の土地の所有者等となったものに対してその効力があるものとする。

#### (運営委員会)

- 第11条 この協定の運営に関する事項を処理するため運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員7名をもって組織する。
- 3 運営委員会に以下の役員を置く。
- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- 4 委員長は、委員の互選によって選出し、委員長は委員会を代表し、運営委員会の事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故があるときは、これを代理する。
- 6 会計は、委員の中から委員長が指名し、運営委員会の経理に関する業務を処理する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 委員は再任されることができる。
- 9 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 運営委員会の事務局は、東通村役場に置く。

#### (違反者の措置)

- 第12条 この協定に違反した者があった場合は、委員長は運営委員会の決定に基づき、当該違反者に対して文書をもって工事施工停止を請求し、かつ、相当の猶予期間を設けて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求できる。
- 2 前項の請求があった場合、当該違反者はこれに従わなければならない。

#### (裁判所への提訴)

- 第13条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、運営委員会の委員長はその強制履行又は当該違反者の費用をもって、第三者により、これを差し止めるなどを裁判所に請求できるものとする。

#### (補則)

- 第14条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織及び議事に関して必要な事項は、運営委員会が別に定めることができる。

#### 附則

この協定は、平成24年5月18日から施行する。ただし、施行前に協定を締結したものについては従前の協定を適用するものとする。

令和　年　月　日

譲受人

住 所

氏 名

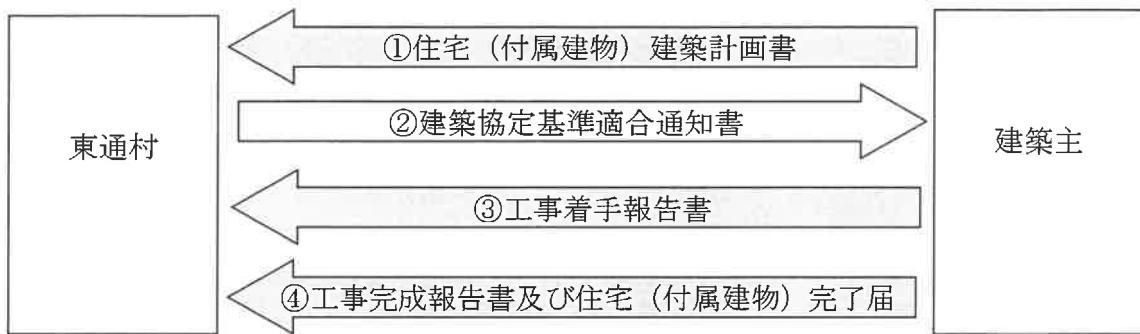
譲渡人

住 所 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 3 4

氏 名 東通村  
村 長

## V 住宅建築の手順

### 1. 住宅を建築する場合の手順



※建築手続きは建築主の委任を受けた建築施工業者が一切の業務を代行することができます。

### 2. 住宅（付属建物）建築計画届について

提出時期：建築に着手する前

添付図書：①位置図

②配置図（後退線を記入・道路への出入口を記入）

③敷地求積図

④各階平面図

⑤床面積表（建築面積・床面積・建ぺい率・容積率を入れる）

⑥屋外設計図（囲み障の種類・構造）

⑦委任状（建築施工業者が一切の業務を代行する場合）

### 3. 建築協定基準適合通知書

住宅（付属建物）建築計画届について、東通村は建築協定第7条と照合し、協定に適合していると認められた場合は、村長より通知書を交付いたします。

### 4. 工事着手報告書（条例施行規則様式第4号）

提出時期：住宅の建築工事に着手した時

添付書類：①建築工事届の写し（建築基準法第15条第1項の規定による）

②建築物の位置図、配置図、平面図及び立面図

### 5. 工事完了報告書（条例施行規則様式）第5号及び住宅（付属建物）完了届

提出時期：住宅が完成した時

添付書類：①住宅完成写真

②住宅建築着手前と住宅建築完成後の既設工作物（道路等）の状況が把握できる写真

③住宅（付属建物）完了届

## VI 各種様式

分譲申込時

様式第1号（第2条関係）

(個人用)

## 東通村定住促進住宅用地分譲申請書

申請受付番号		※村記入欄		希望区画番号		区画番号	登記簿地目	字	地番
申請者本人	住所氏名	〒 ふりがな  連絡先			勤務先	〒 ふりがな  連絡先			
		(印)							
同居予定者の氏名等	氏名		続柄	生年月日	年齢	職業又は勤務先		備考	
建築予定の住宅の概要	1. 利用目的								
	2. 建物の概要		構造	1階床面積(m <sup>2</sup> )	2階床面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考		
	住宅								
付属建物									
建築予定	○着工 令和 年 月 日				○完成 令和 年 月 日				
	入居予定人数（総数）人								
資金調達	土地資金	1. 自己資金	2. 借入金 ( )	3. その他 ( )					
	建物資金	1. 自己資金	2. 借入金 ( )	3. その他 ( )					
○東通村定住促進住宅用地の分譲に関する条例及び東通村定住促進住宅用地の分譲に関する条例施行規則に規定されている事項を遵守します。									
上記のとおり宅地分譲を申請します。  令和 年 月 日							受取印		
東通村長 殿									

※村は原本保管・申込控【收受後にコピーを申込者に返却】

1. 申請者及び申請者と同居する親族の住民票の写し
2. 申請者の印鑑証明書
3. 市町村税の滞納のないことの証明書
4. 申請者及び同居人が暴力団員ではないことの誓約書

添付すること。

申請者及び同居人が暴力団員ではないことの誓約書

誓 約 書

東通村定住促進住宅用地分譲売買の契約をするにあたり、私は暴力団員ではなく、また、同居人（将来同居する場合も含む。）についても、暴力団員ではないことを誓約します。

なお、私もしくは同居人が暴力団員であるときは、契約を解除されても異議はありません。

令和 年 月 日

申込者（名義人）

住 所

氏 名

印

(注 意)

暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員のこと。

分譲申込時

様式第2号（第2条関係）

令和 年 月 日

東通村長 殿

申請者 住所

氏名 (印)

電話 ( ) -

私は、東通村定住促進住宅用地分譲申請書を提出するにあたり、下記の者を保証人と定めます。

保証人

住所

氏名 実印

電話 ( ) -

私は、東通村定住促進住宅用地分譲申請者が希望どおり分譲の決定をうけた際には、東通村の諸条件を承諾の上、連帯して不都合を生じることのないよう保証人となることを確約します。

※ 保証人の住民票の写し及び印鑑証明書を添付してください。

令和 年 月 日  
第 号

## 東通村定住促進住宅用地分譲決定通知書

殿

東通村長

貴殿が申請した東通村定住促進住宅用地の分譲について決定しましたので通知します。

なお、今後の手続き等は次の事項により手続をお願い申し上げます。

記

分譲決定事項	区画番号	所 在	地番	登記簿地目	地籍		契約額 (円)
					(m <sup>2</sup> )	(坪)	
		東通村大字砂子又字里					
		東通村大字砂子又字里					
—	—	—	—	計			

※契約金額は千円未満切捨

## □譲受者にご用意いただく書類等

契約締結手続きに必要な書類等	※必要書類（持参する物）	
	① 契約書収入印紙	円分
	② 本人確認証明（運転免許証又は健康保険証）	
	③ 登録免許税用収入印紙 (課税標準額×2.0%)	円分
契約額及び支払いの方法	○契約額	円
	○契約保証金	円
	○残 金	円 請求があった日から起算して30日以内にお振り込みください。
契約手続きの期間・場所	期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(土日祝祭日除く)
	場 所	東通村役場 企画課

振込先	口座番号	青森銀行むつ支店 普通 1523
	口座名義人	東通村会計管理者
	テレ	039-4292
	所在地	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

※建築着手前に提出

令和 年 月 日

東通村長 殿

建築主 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住宅（付属建物）建築計画届

宅地分譲売買契約書第8条の規定により届け出ます。

建築場所	下北郡東通村大字砂子又字里 番			
建築の種類	新築 増築 改築 移転 その他 ( )			
建築物の用途				
建築予定期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日まで	
建築の概要		当該行為部分	既存部分	合計
	敷地面積	_____	_____	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建ぺい率	_____	_____	%
	容積率	_____	_____	%
	最高の高さ	m	m	m
	階 数	階	階	階
	構 造			
車 庫 等	軒の高さ m	m	m	
囲 障	柵の種類			
その他必要事項				

※計画届は建築工事着工前に届け出て、建築協定適合通知書を受けてから着工してください。

## 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め下記の建築物について  
宅地分譲売買契約書第8条の規定の届出並びに本件が完了するまでの事務の  
遂行上必要な一切の件権限を委任する。

記

1. 分 譲 区 画 番 号 区画番号 番

2. 敷 地 の 地 名 地 番 東通村大字砂子又字里 番

3. 建 築 物 の 主 要 用 途

4. 申 請 の 要 旨

5. 建 築 物 の 構 造 規 模

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

殿

東通村長

## 建築協定基準適合通知書

令和 年 月 日付けで届出のあった住宅（付属建物）建築計画届については、  
「ひとみの里」住宅団地建築協定基準に適合しているので通知いたします。  
なお、当該届出書の内容について変更を生じたときには、再度届出が必要になります。

記

1. 分譲区画番号 番
2. 建築場所 東通村大字砂子又字里 番
3. 建築の種類
4. 建築物の用途

※村から分譲決定通知書が届いてから

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

東通村長

殿

住所

氏名

印

電話 ( ) -

東通村定住促進住宅用地において、次のとおり住宅の建築工事に着手したので、東通村定住促進住宅用地の分譲に関する条例施行規則第7条第1項の規定により報告します。

1. 工事着手年月日 令和 年 月 日

2. 完成予定年月日 令和 年 月 日

3. 添付書類

(1) 建築工事届の写し  
(建築基準法第15条第1項の規定による)

(2) 建築物の位置図、配置図、平面図及び立面図

(3) 住宅(付属建物)建築計画届

## ※住宅建築完了後に提出

令和 年 月 日

東通村長

殿

建築主 住 所

氏 名

印

## 住 宅（付 屬 建 物）完 了 届

令和 年 月 日をもって下記の建築物が完了したので届け出ます。

記

建 築 場 所	東通村大字砂子又字里 番		区画 番号	番
建 築 の 種 類	新築 増築 改築 移転 その他 ( )			
建 築 物 の 用 途				
建 築 予 定 期 間	令 和 年 月	日 から 令 和 年 月	日 ま で	
建 築 の 概 要	当 該 行 為 部 分	既 存 部 分	合 計	
	敷 地 面 積	—	—	m <sup>2</sup>
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延 ベ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建 ペ い 率	—	—	%
	容 積 率	—	—	%
	最 高 の 高 さ	m	m	m
	階 数	階	階	階
	構 造			
車 庫 等	軒の高さ m	m	m	
囲 障	柵の種類			
その他の必要事項				

※住宅(付属建物)完了届と一緒に提出

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

東通村長

殿

住所

氏名

印

電話 ( ) -

東通村定住促進住宅用地において工事を行っていた住宅について完成したので、東通村定住促進住宅用地の分譲に関する条例施行規則第7条第2項の規定により報告します。

1. 工事完成年月日 令和 年 月 日

2. 入居予定年月日 令和 年 月 日

3. 添付書類

(1) 住宅完成写真

(2) 住宅建築着手前と住宅建築完成後の既設工作物等（道路等）の状況が把握できる写真

(3) 住宅（付属建物）完了届